

# 令和 8 年度 大阪市結核定期健康診断補助金 募集要項

大阪市結核定期健康診断補助金（以下「補助金」という。）は、結核患者の早期発見及び結核蔓延を防止する為に、学校又は施設の設置者が実施する定期の健康診断の費用について一部補助を実施することにより本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

## 1 補助内容及び補助金額等

### （1）補助内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 53 条の 2 第 1 項に規定する学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）が、法第 58 条の 3 の規定に基づき行う定期の健康診断に要する費用の支弁に対して、法第 60 条の規定によりその費用の 3 分の 2 を補助します。

### （2）補助金額

健康診断のうち胸部エックス線検査に要した額から、当該年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と、次に掲げる基準により算定した補助基本額とを比較し、いずれか少ない方に 3 分の 2 を乗じた額とします（ただし 1 円未満は切捨てます）。

#### ・補助基本額

- ① レンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×81 円
- ② 70mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×97 円
- ③ 100mm ミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×125 円
- ④ 直接撮影を受けた者の延べ数×131 円
- ⑤ 精密検査（事後措置）を受けた者の延べ数×131 円

### （3）補助対象経費

法第 58 条の 3 の規定に基づき設置者が支弁した定期の健康診断に要する費用

## 2 補助金対象者

- （1）大阪市内に所在地を置く大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するもの及び修業年限が 1 年未満のものを除く。）の学生又は生徒のうち当該年度に入学した者
- （2）日本語教育施設のうち、専修学校もしくは各種学校又は一般財団法人日本語教

育振興協会の認定を受けた施設のすべての学生

- (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するものを除く。）の入所者のうち 65 歳に達する日の属する年度以降の者。

### 3 補助対象となる期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に実施される事業

### 4 申請期日

	事業開始日	申請期日
(1)	令和 8 年 4 月から 5 月末まで	<u>令和 8 年 3 月 2 日 (月)</u>
(2)	令和 8 年 6 月から 9 月末まで	<u>令和 8 年 5 月 7 日 (木)</u>
(3)	令和 8 年 10 月から翌年 3 月末まで	<u>令和 8 年 9 月 1 日 (火)</u>

※申請は事業開始前に行う必要があります。

※各申請期間とも提出期限は申請最終日の 17 時 30 分必着となります。

ご注意ください。

(本事業の適用は、令和 8 年度予算が発効したときとします。)

### 5 申請方法

本市ホームページに掲載の様式をダウンロードしていただき、下記提出先まで郵送でご提出をお願いします

(大阪市ホームページ申請様式掲載箇所)

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000069166.html>

### 6 提出先及び問合せ先

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 (あべのメディックス 11 階)

大阪市保健所 感染症対策課 結核グループ (TEL : 06-6647-0653)

### 7 補助金申請から交付までの流れ(参考)

#### (1) 交付の申請

補助事業者が市長に対して、「4 申請期日」までに申請してください。

#### (2) 交付の決定

市長が書類審査及び現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査した上で交付決定

#### (3) 実績報告

補助事業者が市長に対して、補助事業が完了したときに提出

(4) 補助金額の確定

書類審査及び現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査した上で補助金の額を確定し、補助事業者へ通知

(5) 交付

補助事業者が市長に対して請求書を提出し、市長が審査したうえで補助金を交付

※ 健診人数が当初の申請人数を上回る場合は、変更申請書の提出が必要になります。変更承認を受けなければ補助事業の対象にはなりません。  
変更申請書については、対象となる事業の事業開始日前までに必ずご提出いただきますようお願いいたします。

8 結核にかかる定期健康診断実施報告書の提出について

定期健康診断実施義務者が従業員や入所者等に定期健康診断を実施した際は、次のとおり保健所長に結核定期健康診断実施報告書の提出が必要となります。

結核にかかる定期健康診断実施後の報告書の提出義務について

感染症法第 53 条の 7 により、定期健康診断実施義務者が定期健康診断を実施した際には保健所長に報告書の提出が必要である旨規定されています。

学生、生徒並びに入所者に対する定期健康診断を毎年度実施するとともに、実施状況の報告について、必ず保健所に毎年度実施報告書を提出して下さい。

報告については、原則、大阪市行政オンラインシステムによりご報告をお願いいたします。

・ 大阪市行政オンラインシステムHPアドレス

※事業者としてログイン又は新規登録が必要です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/8fb08ee4-ba12-48b7-bbcb-2062ea06e417/start>

・ 健診実施報告にかかるHPアドレス

<http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000049760.html>